

担当課(障害者支援課)

結果 (途中・終了)
平成27年4月1日時点

2 市民参加の手續 実施結果について	
通称	福祉手当の支給等の条例改正
名称	流山市福祉手当の支給に関する条例の一部改正(素案)
概要	制度の発足から35年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化し、ホームヘルプや生活介護、就労支援、グループホーム、地域活動支援センター等の在宅福祉サービスの充実が図られて来たことで福祉手当の意義は、制度発足当時と比べ薄れたものとなっています。今後は、限られた財源の中で、障害者やその家族が真に求める新たなサービス施策への転換が必要不可欠であることを踏まえ、現行の福祉手当の支給額及び支給対象者の範囲について見直すものです。
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	パブリックコメントにおける意見は72件。現在策定中である「第5次流山市障害者計画」及び「第4期流山市障害福祉計画」の資料とし、計画との整合性を図る。

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<p>(1)実施方法</p> <p>①審議会：福祉関係者等から専門的な意見を聴取するため。</p> <p>②パブリックコメント：条例改正により福祉手当受給者に影響を与えることから、受給者は勿論のこと多くの市民の意見を聴取するため。</p> <p>③その他：各障害者団体に対して、福祉手当の見直しの必要性を説明し、意見・要望等を聴取するため。</p> <p>(2)理由</p> <p>福祉手当の見直しに当たり、市民参加の機会を設けることで、障害者等から条例改正(案)について納得と理解がえられるものを作成するため。</p>
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
流山市福祉施策審議会	<p><HP> 開催1ヶ月程度前から掲載</p> <p><広報紙> 開催1ヶ月程度前から掲載</p>	—	—	<p>第1回 H25. 12. 12<諮問></p> <p>第2回 H26. 1. 27</p> <p>第3回 H26. 2. 13</p> <p>第4回 H26. 3. 6</p> <p>第5回 H26. 4. 4<答申></p>	委員数 18名	<p>福祉サービス受給代表者 2名</p> <p>ボランティア団体 1名</p> <p>社会福祉法人役員等 2名</p> <p>民生委員 1名</p> <p>歯科医師会 2名</p> <p>学識経験者 1名</p> <p>関係行政機関 2名</p> <p>公募市民等 7名</p>	—	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>		
パブリックコメント	<p><HP> H26. 6. 1~H26. 6. 30</p> <p><広報紙> H26. 6. 1月号</p> <p><出張所・公民館等>閲覧 H26. 6. 1~H26. 6. 30</p>	<意見募集期間> H26. 6. 1~H26. 6. 30	<p>ファクシミリ</p> <p>郵送</p> <p>電子メール</p> <p>書面の持参</p>	—	提出意見 72人	—	<HP・広報> H26. 11. 21~	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>		賛成 2件 反対 69件 その他 1件
その他意見聴取	—	—	—	<p>H25. 12月~H26. 5月 各障害者団体等の会議・集まり等に含ませて意見聴取</p> <p>市民説明会 10/17 中央公民館</p>	—	—	—	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>		

(2)実施された市民参加の流れ

.....> * 継続的なもの

市民参加の手法	平成25年度												平成26年度													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
審議会									審議会開催(素案の作成等)(12/12、1/27、2/13、3/6、4/4)																	
パブリックコメント															パブリックコメント実施(6/1~6/30)						パブコメの結果の公表					
その他									各障害者団体意見聴取												市民説明会10/17					